

新型コロナウイルス感染症対策と対応指針

2020年12月15日
ダイセーエブリー二十四株式会社

国内における新型コロナウイルス感染症の第三波への対応が求められるなか、当社におきましても厚生労働省の指針を踏まえ、既に実施している、感染拡大の予防に向けた取り組みを継続してまいります。

1. 従業員への取り組み（感染予防）

- (1) マスクの着用、手洗いやうがいの励行と、換気、アルコール消毒を実施します。
※熱中症予防の観点から、気温の高い屋外において人と十分な距離が取れる場合には、マスクの着用を行わない場合がございます。
- (2) 出勤時および外出帰社時の検温とアルコール消毒を実施します。
- (3) 検温の結果と手洗い、うがいの実施状況を個人ごとに記録し、上長による管理を徹底します。

2. 従業員への取り組み（感染および感染が疑われる場合）

- (1) 息苦しさや倦怠感、発熱等がある場合には、出勤をさせず自宅療養とします。
その後、以下の場合には、都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター（保健所）」に相談の上、指定の医療機関等の受診を指示します。
 - ・息苦しさや倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方（高齢者、糖尿病や心不全などの基礎疾患等）で軽微な症状がある場合
 - ・発熱や咳など比較的軽微な症状が続く場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、医師の指示のもと、治癒するまでは外出を控え療養期間とします。
- (3) 感染が確認された従業員と接触のあった従業員へ体調確認を行い、必要に応じて医療機関の受診、自宅療養等の措置を講じます。
- (4) 濃厚接触者は「帰国者・接触者相談センター（保健所）」に連絡の上、同センターの指示に従い、指定の医療機関を受診。感染者との最終接触日から14日間は自宅待機期間とします。
- (5) 感染が確認された従業員の発症2日前からの行動範囲を特定し、保健所指導のもと消毒清掃を実施します。

3. 物流センターにおける取り組み

- (1) 出入口付近に「消毒用アルコール」を設置します。
- (2) 出入り業者様に対してマスクの着用を呼びかけ、検温の実施と結果の記録をご依頼いたします。
息苦しさや倦怠感など自覚症状および発熱のある出入り業者様は、原則として入館をお断りさせていただきます。予めご了承ください。

当社は、新型コロナウイルス感染症の早期収束と、お取引先様および従業員の安全を考え、今後も環境の整備に努めてまいります

— 以上 —

※今後の厚生労働省の指針等で随時変更の可能性があります